○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県藤津郡太良町大字大浦字舟津丁五九三の八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町立川字大光一五九の一、一六〇の一、一六五、一七四から一七六まで、一七七の九、一七七の一三、一七七の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大光一五九の一・一六〇の一・一六五・一七七の一三・一七七の一四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一七六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県関市上之保字押之平四七九〇、四七九二、四八〇〇、四八〇三、四八〇四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字押之平四七九〇・四七九二・四八〇〇・四八〇三・四八〇四の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第八十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十二条の規定に基づく登録適合性確認機関の代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第百十二条の二第四号の規定に基づき、公示する。

令和七年六月九日

経済産業大臣　武藤　容治

名称	変更前後別	代表者の氏名
一般財団法人日本海事協会	前	会長　坂下　広朗
	後	会長　菅　勇人

○国土交通省告示第四百五十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第一号様式備考(3)及び第十二号様式備考(3)の規定に基づき、自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号を同表第七号とし、同表第五号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五　令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念して交付する自動車登録番号標又は車両番号標　次の表の下欄に定める塗色

（その一）



彩色	
一　地色	白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク色、黄色及び緑色
二　文字色	緑色